

## 藤岡市パブリックコメント手続実施要綱の運用基準

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画の機会を拡充するとともに、市の政策形成過程における公正性及び透明性の向上を図り、もって市民との協働による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

### 【考え方・運用】

- (1) パブリックコメント手続の目的は、行政側が政策等を策定する場合に、その案を事前に明らかにし、市民からその案に対する意見の提出を受け、寄せられた意見を考慮して意思決定に反映していくこと、また寄せられた意見に対する行政側の考え方をあわせて公表していくことで、市民の「行政参加の機会」の拡大と市の政策等を策定する過程における公正性・透明性の向上を図り、市民と行政との協働による市政の実現を目指すものです。
- (2) この制度は、提出された意見に必ずしも拘束されるものではありません。また、賛成や反対意見の多いか少ないかで、意思決定を判断するものでもありません。

### (定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な政策や条例等の策定過程において、その趣旨、内容等を広く市民等に公表し、市民等から意見又は提案（以下「意見等」という。）を求め、意見等を考慮して実施機関としての意思決定を行うとともに、寄せられた意見等に対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長（公営企業管理者の権限を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

### 【考え方・運用】

- (1) この制度は、平成11年から国において、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続き」いわゆるパブリックコメント手続が実施されて以来、マスコミ等により一般的に認知されてきている呼称「パブリックコメント」を制度の名称に用いるものです。
- (2) 実施機関とは、この要綱によりパブリックコメント制度を実施する市の機関をいいます。なお、議会については、直接市民から選挙によって選ばれた議員によって構成された機関であり、また行政機関がパブリックコメント手続を経て意思決

定した政策等の案の審議機関であることから、この制度の実施機関に含めないこととします。

- (3) 「市民等」の位置づけを行い、パブリックコメント制度の対象となる事案に意見を提出できるものを規定します。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な政策や条例等（以下「政策等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃（市税の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除く。）
- (3) 市の基本的な政策を定める計画及び個別の分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (4) 市の基本的な方向性を定める憲章及び宣言の制定又は改廃
- (5) 前各号に掲げるもののほか実施機関が特に必要と認めるもの

【考え方・運用】

- (1) 対象となる事項は、基本的に市民生活や事業活動に直接かつ大きな影響を与えるもので、市内全域または全市民を対象とするものをいいます。職員の給与に関するものなど行政内部にのみ適用されるものは対象外とします。
- (2) 「市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃」とは、市政全般や個別の行政分野における基本理念など、市政を推進する上での共通の制度があります。これらの条例などを新しく制定、改廃しようとする場合は対象となります。

(例示)

- ・ 情報公開条例
- ・ 行政手続条例
- ・ (仮称) ○○基本条例

- (3) 「市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃」とは、広く市民に適用される規制を定める地方自治法第14条第2項（注1）に基づく条例を指します。

(例示)

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・ (仮称) 都市景観条例
- ・ (仮称) 自転車等の放置の防止に関する条例
- ・ (仮称) 火災予防条例
- ・ (仮称) ポイ捨て禁止条例
- ・ (仮称) 路上等の喫煙防止に関する条例

「市税の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの」については、市民に義務を課すものですが、地方自治法第12条（注2）で、市民は、条例の制定又は改廃を請求する権利があると規定しておりますが、その対象から地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除いております。この地方自治法の趣旨と同様に、市税等の賦課徴収に関する事項は、パブリックコメントの対象から除くものです。

また、これらの市税等の賦課徴収に関する事項を対象とした場合、負担軽減を

求める意見が大多数を占める可能性が高く、制度の適切な運営が期待できないため、これらについては、審議会等の専門的な機関で検討されることが適当であると考えます。

(注1) 地方自治法第14条第2項

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

(注2) 地方自治法第12条

日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃を請求する権利を有する。

(4) 「市の基本的な政策を定める計画及び個別の分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画」とは、将来の市の施策の基本方針、基本事項を定める計画や指針などをいい、その名称については、基本構想、プラン、方針など特に問いません。

なお、総合計画の実施計画のように、毎年見直しをしていく計画は、基本的には対象としません。

(例示)

- ・ 総合計画
- ・ 地域防災計画
- ・ 行財政改革大綱
- ・ 障害福祉計画
- ・ 障害者計画
- ・ 子ども未来プラン
- ・ (仮称) 環境基本計画
- ・ (仮称) 緑の基本計画
- ・ (仮称) 福祉総合計画
- ・ (仮称) 高齢者保健福祉計画
- ・ (仮称) 地域福祉計画
- ・ (仮称) 観光基本計画
- ・ (仮称) 土地利用マスタープラン
- ・ (仮称) 農業マスタープラン
- ・ (仮称) 地域情報化推進計画

(5) 「市の基本的な方向性を定める憲章及び宣言」とは、例示すると次のようなものが対象になります。

(例示)

- ・ 藤岡市民憲章
- ・ 藤岡市ふれあい健康福祉都市宣言
- ・ 藤岡市子ども憲章
- ・ 藤岡市人権尊重都市宣言

(6) 「前各号に掲げるもののほか実施機関が特に必要と認めるもの」とは、広く市民等に適用される規則や要綱等があてはまり、特定の者などに対する個別的、具体的な処分は対象となりません。(原則として、市民等に義務を課し、又は権利を制限する規定のある規則(条例の委任規定で、規則に委任している場合))

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、政策等が次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なものと認められる場合
- (2) 実施機関の裁量の余地が少ないと認められる場合
- (3) 法令その他の規定により意見聴取の手続が定められている場合
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、パブリックコメント手続に準じた手続を経て策定した報告又は答申等に基づき、実施機関が政策等を策定する場合

【考え方・運用】

- (1) 「迅速若しくは緊急を要するものと認められる場合」とは、パブリックコメント手続を実施することによる所要時間の経過が、その計画等の目的達成に大きな影響を与え、計画等の効果が損なわれる等の場合をいいます。  
パブリックコメントの対象となる政策等は、本来時間をかけてじっくり議論を行うべき性質のものであり、あまりこうしたケースは想定されないと考えますが、災害や緊急事態により市民生活に影響を与える規制などを短期間に策定する必要がある場合などに限られます。  
「軽微なものと認められる場合」とは、大幅な改正または基本的な事項の改定を伴わないものや、上位の計画などの変更に伴う一部の表現を変更する場合をいいます。
- (2) 「実施機関の裁量の余地が少ないと認められる場合」とは、上位法令や国、県の計画にその内容が詳細に規定されており、その規定に沿った決定をしている場合をいいます。
- (3) 「法令その他の規定により意見聴取の手続が定められている場合」とは、法令などの規定により公聴会の開催などの実施が義務付けられている場合をいいます。ただし、出された意見等に対する「応答義務（説明責任）＝実施機関の考え方を示す」という点において、パブリックコメント制度を実施した場合と同様の効果が期待できるよう努めなければなりません。  
※ 法令により公聴会の開催などが定められている場合の例  
ア 都市計画の決定については、都市計画法により都市計画案の作成時に公聴会を開催すること、また、都市計画案を2週間縦覧し、その案に対し、住民から提出された意見書をもとに都市計画審議会で審議することが規定されています。  
イ 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業計画の縦覧時における意見書の提出制度なども同様です。
- (4) 「地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、パブリックコメント手続に準じた手続を経て策定した報告又は答申等に基づき、実施期間が政策等を策定する場合」とは、審議会、協議会等の附属機関などにおいて、既にパブリックコメント手続と同様な方法により、報告、答申などがなされた場合には、その報告、答申などを尊重し、政策等を決定していくというものです。この場合には、再度パブリックコメント制度を実施しないことができます。  
この場合、公表は審議会等の長の名前で行い、考え方の整理は審議会等で議論

することになります。

(政策等の公表)

第5条 実施機関は、第3条各号に規定する政策等を実施しようとするときは、意思決定をする前の適切な時期に当該政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、作成する背景、目的及び理解を深めるための資料の公表に努めるものとする。

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所での閲覧
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) その他実施機関が必要と認める方法

【考え方・運用】

(1) パブリックコメントは、まず行政側が実施機関単位で条例案や計画案を公表するところから始まります。

公表する案は、作成された案そのものに限らず、その内容がわかるものであれば差し支えありません。公表する案及び資料は、市民等がその内容を十分理解できるよう、難解な表現を避け、わかりやすいものとします。

また、論点などを明確にし、市民等からの意見提出がしやすくなるようにするとともに、適切な判断ができるよう提供するものとし、その他の参考資料は、実施機関が必要に応じて準備します。

(2) 「意思決定をする前の適切な時期」とは、原則として政策等の素案ができた時期をいいます。また、第7条第4項の規定により市民等からの意見等の提出期間をおおむね1箇月以上設けることとしているため、公表時期については注意する必要があります。

※ 政策等の策定にかかる審議会等がある場合、政策等の素案ができた時期にパブリックコメント手続を実施し、審議の参考とするため提出された意見等の情報を審議会等に報告します。(原則として審議会の答申前にこの手続を実施することが望ましい。)

(3) 「作成する背景、目的及び理解を深めるための資料」とは、市民等が政策等の内容を十分理解し適切な判断ができるよう、努めるものとします。

(4) 「実施機関が指定する場所での閲覧」とは、原則として市役所本庁の市政情報コーナー及び鬼石総合支所での閲覧とします。また、政策等の事務を所管する課において、閲覧場所の確保が可能であれば閲覧を実施するものとします。

(5) 「その他実施機関が必要と認める方法」とは、必要に応じて、公民館や図書館等の公共施設での閲覧、報道機関への情報提供、説明会等での公表を行うものとします。

※ 「広報ふじおか」については、政策等の案、資料等の全文を掲載することは不可能であるため、第6条に定めるとおり、パブリックコメント手続の実施を予告する内容を掲載するものとします。

また、必要に応じて、実施中のもの、実施された結果等を簡潔にまとめて掲載することとします。

(予告)

第6条 実施機関は、前条の規定により政策等の案及び同条第2項に掲げる資料を公表する前に、次に掲げる事項を広報ふじおか及び市ホームページへの掲載等の方法により、当該パブリックコメント手続を予告するものとする。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 政策等の案に対する意見等の提出期間
- (3) 政策等の案の公表方法

#### 【考え方・運用】

広報ふじおか、市ホームページに予告の掲載をする時期は、政策等の公表を開始する日以前の発行号に掲載することとし、市ホームページについても同様に掲載するものとする。

また、パブリックコメント手続担当課（総務課）は、年度当初に各課の手続実施予定案件及び実施中のもの、実施された結果等を簡潔にまとめ、第9条に規定するとおり掲載することとします。

年度途中で手続を実施すべき案件が明らかになった場合は、その都度、速やかに手続の実施を予告することとします。

(意見等の提出期間及び提出方法)

第7条 市民等は、この要綱の定めるところにより、実施機関に対し、政策等の策定に係る意見等を提出することができる。

- 2 前項の規定により、意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名及び電話番号等を明示しなければならない。
- 3 第1項の規定による意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。
  - (1) 郵便
  - (2) ファクシミリ
  - (3) 電子メール
  - (4) 実施機関が指定する場所への直接持参
- 4 実施機関は、政策等の案の公表の日からおおむね1箇月以上の期間を市民等が意見等を提出するために必要な期間として確保するものとする。

#### 【考え方・運用】

(1) 市民等に責任ある意見等の提出を求める趣旨から、原則として住所、氏名又は団体名、電話番号の掲載を求めるものとします。なお、匿名による場合は、実施機関の考えは示さなくてよいものとします。

(2) 意見等の提出方法については、案の公表時に必ず明示するものとします。

また、電話など口頭による意見の申し出については、市民等からの意見の内容が不明確になる恐れがあるため、その場で書面による提出を求めるなど、適切に対応するものとします。あくまでも口頭による申し出に固執した場合は、応対者が申し出の内容を取りまとめの上、参考意見として受け入れますが、実施機関の考え方は示しません。

郵便、ファックス、電子メールによる提出先は、政策等を所管する課としますが、直接持参による提出の場合は、政策等を所管する課のほか、政策等を公表する場所（市役所本庁の市政情報コーナー及び鬼石総合支所等）においても受け付

けることとします。

(3) 意見提出期間については、その期間を長くした場合、寄せられる意見も多くなる反面、政策等の策定に迅速性を欠くことが想定されるため、共通のルールとして「1箇月以上」をひとつの目安とします。したがって、政策等を策定していく場合は、意見提出期間として一箇月以上の期間を事前に想定し、最終的な政策決定が行えるよう、余裕を持ったスケジュールを定めていくものとします。

なお、策定等の策定期間の制約などからやむを得ず一箇月以上の期間を確保できない場合は、その理由を明らかにするとともに、市民等が事前に余裕を持って意見等の提出ができるよう、事前に予告するなど広報に努めるものとします。

また、意見等の様式は任意としますが、例を別紙のとおりとします。

#### (意見等の取扱い)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する実施機関の考え方を公表するものとする。この場合において、政策等の案を修正したときは、その修正内容を併せて公表するものとする。ただし、藤岡市情報公開条例（平成10年条例第29号）第6条に規定する非公開情報に該当するものは除くものとする。

3 第5条第3項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

#### 【考え方・運用】

(1) パブリックコメント制度は、市民等から提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うもので、政策等に対する賛否を問うものではありませんし、賛成、反対の意見数により安易に政策等に意見等を取り入れるものでもありません。提出された意見等の内容を十分考慮した上で、政策等に取り入れるものとします。

単に賛否の結論だけを示した意見については、実施機関の考え方は示さないものとします。

(2) 提出された意見等を踏まえて、公表した案を修正した場合には、その修正内容及び修正理由を公表するものとします。

実施機関は、原則として意見等の提出期間終了後2箇月以内に意思決定を行い、第2項に係る手続の結果をすみやかに公表するよう努めるものとします。

(3) 市民等から提出された意見等については、原則としてすべてを公表対象としますが、原案と関係のない意見、第三者を誹謗中傷するものなどについては公表しません。また、提出された意見等の中に、個人に関する情報等、藤岡市情報公開条例第6条に規定する非公開情報が含まれるときは、当該情報を除いて公表することとします。

(4) 市民等から提出された意見等を公表する場合、必ずしも原文をそのまま公表することはせず、必要に応じて意見の趣旨からはずれないように要約し、また複数の同様な意見があった場合は、まとめて各々の意見等に対する実施機関の考え方とともに公表することとします。

(運用状況の公表)

第9条 市長は、常時パブリックコメント手続の運用状況を取りまとめ、市ホームページへの掲載等により公表するものとする。

【考え方・運用】

市民がいつ、どのような案件がパブリックコメント制度の対象となっているかを容易に知る事ができるように、運用状況を取りまとめ、市ホームページへの掲載等を行います。

パブリックコメント手続担当課（総務課）は、実施予定・実施中・実施結果の一覧表を作成し、市ホームページ等に掲載します。

※ パブリックコメント手続担当課の業務内容

- ① 公表資料の掲載作業、設置作業（第5条第3項）
- ② 予告記事の市ホームページへの掲載作業（第6条）  
（政策等の所管課は、広報ふじおかへの掲載依頼と併せて、総務課へ依頼する。）
- ③ 結果の公表の掲載作業、設置作業（第8条第2項、第3項）
- ④ 運用状況の公表の作成、掲載作業（第9条）

※ あくまでもパブリックコメント手続の主体者は政策等を所管する課であり、パブリックコメント手続担当課は、公表資料の設置やホームページへの掲載作業といった事務処理や取りまとめが主な業務である。

しかし、運用状況を管理する必要があるため、パブリックコメント手続を実施しようとする課は、総務課と協議（事前協議、起案の合議等）すること。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

【考え方・運用】

- (1) パブリックコメント制度は、実際に政策等を策定する所管課が事務手続を行っていきませんが、制度を適正かつ円滑に実施していくため、制度の統括、管理はこの制度を所管する総務課が行います。
- (2) この要綱に定めるもののほか、制度の実施について必要な事項があれば、別に定め、統一のルールで実施していきます。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

【考え方・運用】

告示日以降に、政策等を策定する場合は、この要綱に基づくパブリックコメント制度を実施するものとします。

また、施行日において、既に策定中の政策等については、適用はしません。

(別紙) 藤岡市〇〇計画(素案)についての意見・提案

ふりがな 氏名	
住所	
電話番号	

住所、氏名、電話番号は必ずご記入ください。

※ 匿名や電話でのご意見については受付できませんので、ご承知おきください。

なお、連絡先等は一切公表いたしません。

項目 (掲載項番号等)	ご意見等の内容

【意見の提出先・提出方法】 次のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 郵便 送付先 〒375-8601 藤岡市役所 〇〇課 行  
(郵便番号を記載するだけで、市役所に届きます。)
- (2) FAX FAX番号 0274-24-3252 (又は担当課のFAX番号)
- (3) 電子メール 〇〇@city.fujioka.gunma.jp (担当課アドレス)
- (4) 直接持参 □□部〇〇課、藤岡市役所(本庁舎)市民相談室、または鬼石総合支所へ直接提出されても結構です。